

【イタリア留学に関する注意事項と同意書】

この度はお申込みをいただきまして、ありがとうございます。

今後、授業料等の振り込み手続きを進めますが、その前に必ず下記の注意事項をご一読いただき、ご理解・ご了承いただいた上でお手続きを進めて参ります。

注意事項：

<ご返金に関して>

お申込金3万円はいかなる理由があってもご返金を一切いたしかねますので、ご了承ください。
また、学校から入学許可証が発行された後に関しても、同様にご返金は一切いたしかねます。

<ビザに関して>

- 当社はイタリアの就学ビザ取得のためのサポートを行います。就労ビザなどその他のビザに関するサポートは行っておりませんので予めご了承ください。
- イタリアのビザ申請は、申請者本人が在東京イタリア大使館/在大阪イタリア総領事館に直接出頭する必要があり、ビザの申請自体はお客様ご自身で行っていただきます。また、大使館や入学先の大学/学校、不動産会社等とのやり取りはお客様ご自身で行っていただいております。
- ビザ申請に必要な、本人でしか用意できない書類の準備は、本人にご用意頂く必要があります。
- 本契約は1回の渡航及び渡航準備に限り提供され、かつ渡航後にビザの再取得や滞在延長をする場合のサポートは含まれません。何らかの理由による途中帰国、かつ渡航後の滞在許可証の手続き等もご自分で行っていただいております。
- 本サービスは、ビザの取得を保証するものではありません。また、お客様が予定している渡航日（日本出発日）にビザ発給が間に合うことを保証するサポートでもございません。あくまでも審査が円滑に進むためのサポートであり、ビザ申請が却下されてしまった場合でも、お支払いいただいた費用はお振込み頂いた時点で一切お返しできませんので、ご了承ください。また、その際に生じる航空券代金・宿泊費等のキャンセルにかかる費用は一切負担いたしませんので予めご了承ください。
- ビザ申請に必要な書類の準備にかかる費用はお客様負担となります。
- ビザ申請に必要な書類は変わりやすく、また申請者/受付担当者によって内容等も異なりますので予めご理解ください。
- お客様の事由またはイタリア国の事由、戦争・天災・地震・ウィルス感染等により、ビザが発給されない場合やその後のビザ申請に対する制限を受けても、当社は一切の責任を負いません。
- ビザは入国を保証するものではありません。万が一、出入国管理局の審査により入国を拒否された場合も、当社は一切その責任を負いません。
- 外国籍の方は日本永住権をお持ちの方が対象となります。
- 大使館/領事館休館日および当社営業時間外は対応出来ませんので、あらかじめご了承下さい。
- ビザ申請時の残高証明提示額として、おおよそ15万円/月×滞在期間分ご用意いただいております。ご自身でのご用意が難しい場合、ご家族の方から借りるなど事前にご準備をお願いいたします。また、在大阪イタリア総領事館へのビザ申請の場合、ご家族の方からの留学資金提供がある時はそのご家族の方の有効なパスポート提示が必要となります。

<過去に実際起きたトラブル一例>

下記のような事案の発生においても、授業料・滞在費を含む一切のご返金等はできかねますので、予めご了承ください。

トラブル一例：

- ・授業時間数の減少となることがあります。(グループレッスンの催行不可により、少人数レッスンまたはマンツーマンレッスンとなる場合がございます。その際、週に数回のレッスンや1日1時間のレッスン等学校が定めた時間数へ減少いたします。当社は時間数の計算方法等は把握しておらず、学校へ確認も出来かねます。)
- ・祝日や長期休暇等、学校都合によるレッスンのお休みは振替等がございません。
- ・自己都合による欠席分に関しては、振替ができないこともございます。必ず欠席する前に学校へ直接ご確認ください。
- ・国籍には偏りがあり、Webサイトや資料等に日本人が少ないと記載されていても日本人が多くなる場合もございます。
- ・予期せずオンラインレッスン/対面レッスン等への変更がある場合もございます。
- ・HP等に記載されていたイメージ写真との相違がある場合も多々ございます。(滞在先・料理レッスン・語学レッスン等)
- ・天候など様々な理由の航空機遅延等により予定していた時間や場所に到着できない場合もございます。(各自、事前に緊急連絡先を必ずご確認いただき、どのように伝えるべきかをご準備ください。)
- ・現地で滞在延長手続きができなかった方がいらっしゃいます。警察署等の判断のため理由などは分かりかねますが、現地での延長前提ではなく事前にご希望の留学期間でのお申込みをお勧めいたします。(1年以上の留学をご希望の場合は必ず担当者へ事前にご相談ください。)
- ・到着時に送迎スタッフや大家さんと会えないなどのトラブルが多発しております。事前に連絡が取れる場合はLINEやWhatsAppなどをを利用して連絡が取れる状態にしておいてください。

<滞在先に関して>

滞在先に関するトラブルは多発しております。自己手配により詐欺被害に遭われた方もいらっしゃいます。

弊社で滞在先のサポートは行っておりませんので、すべて学校/大家さんまたは自己手配の方は各関係機関等へ直接ご連絡ください。

冷房の有無、家賃や水道光熱費の高騰・請求等のトラブルも多いため、事前に必ずご確認ください。

滞在先に関する一切の責任を負いかねますのでご理解の程、よろしくお願ひいたします。

イタリアは日本とは生活習慣や環境が異なるため、学校や滞在先等において様々なトラブルの発生がございます。

契約上、弊社は出発までのサポート全般業務を提供するため、基本的には出発後はご自身で対応頂く必要がございます。

また、電話・メール・LINEを含む24時間サポート窓口や現地サポートデスクのご用意はございません。

上記のような事案の発生があっても、授業料・滞在費を含む一切のご返金等は出来兼ねますので、予めご了承下さい。

<規約>

■株式会社 a domani 規約・約款

この規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社 a domani（以下、「当社」といいます）が行う留学手続等代行業務に適用されるものとします。留学手続等代行業務のお申込みに際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意していただく必要があります。

第1条

- 当社が、留学手続等代行業務申込者（以下、「申込者」といいます。）との間で締結する留学手続等代行契約（以下、「本契約」といいます。）は、この規約の定めるところによります。この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 当社が法令に反せず、かつ、申込者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第2条

この規約で「留学手続等代行業務」（以下、「代行業務」といいます。）とは、申込者の委託により、当社が提供する次に掲げる業務をいいます。

- 申込者の希望する学校、コースへの入学手続の代行
- 出発までの期間における留学に関する相談

第3条

- 申込者は、当社と本契約を締結するに際し、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。
- 本契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
- 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による本契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、本契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- 当社は、次に掲げる場合において、本契約の締結に応じないことがあります。
 - 申込者が未成年である場合に、親権者の同意を得られないとき
 - 申込者が、その希望する学校の定める申込手続の期限までに、入学手続を完了できる見込みがないと当社が判断したとき
 - 申込者が、申込者の希望する学校に留学する条件を備えていないと、当社が判断したとき
 - その他、当社が留学手続等の代行を行うことが不適切と判断したとき

第4条

- 当社は、申込者が本国を出国するまで代行業務を提供します。
- 本契約は、申込者が本国を出国した時点で終了します。

第5条

当社は、代行業務を通じて申込者より取得する個人情報につき、別途定める「個人情報の取扱いに関する

る同意書」を遵守して管理します。

第6条

1. 申込者は、当社に対し、本契約締結時に申込金3万円を支払うものとします。
2. 第1項に定める申込金は、代行業務の費用に充当します。
3. 申込者の希望する学校への入学日が、本契約締結日から90日以内である場合、かつ、査証申請を伴う場合、申込者は、第1項の申込金のほかに速達郵便等の実費として3万円を支払うものとします。

第7条

1. 申込者は、当社が指定した期日までに、入学金等の留学手続に関する費用を振り込まなければなりません。
2. 前項の費用は、当社指定の口座に振り込む方法により支払うものとし、振込手数料は申込者が負担します。
3. 申込者が第1項の期日までに留学手続に関する費用の入金を行わなかった場合、当社は代行業務を停止することがあります。

第8条

1. 申込者は、本契約成立後、学校、受講コース、留学期間、留学時期等（以下、「留学計画」といいます。）を変更することはできません。但し、当社が留学計画の変更が可能であると判断したときは、このかぎりではありません。
2. 前項の規定により、留学計画を変更する場合、申込者は、以下の変更手数料を支払うものとします。
 - (1) 学校の変更 3万円
 - (2) 受講コースの変更 1万円
 - (3) 留学期間、日程の変更 1万円
 - (4) 滞在方法の変更 1万円
3. 留学計画の変更により、上記変更手数料よりも留学費用等が増加した合、この費用は申込者が負担するものとします。

第9条

1. 申込者は、本契約成立後も、以下に定める取消料を支払うことにより、契約を取消すことができます。但し、取消料の最低金額は3万円とします。
 - (1) 本契約成立後9日以降もしくは入学日の60日以上前に取消した場合 3万円
 - (2) 入学日から60日以内に取消した場合 授業料の30%
 - (3) 入学日から30日以内に取消した場合 授業料の50%
 - (4) 入学日以降に取消した場合 授業料全額
2. 第1項の取消があった場合、当社は取消料、実費等を控除し、残金を申込者に返金いたします。なお、返金手数料は、申込者の負担とします。
3. 前項の規定にかかわらず、当社が代行業務を開始した後、留学先の学校より予約確認票や入学許可証が発行された場合、取消料として授業料全額をお支払いいただきます。

第10条

申込者は、当社に対して次に定める事項を表明し、保証するものとします。また、かかる表明・保証に違反した場合、当社は催告を要することなく直ちに代行業務を打ち切るものとします。

1. 申込者が反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定義する暴力団及びその関係団体その他の反社会勢力団体又は勢力をいうものとします）ではないこと
2. 反社会的勢力を利用しないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
3. 反社会的勢力に資金提供を行なわないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
4. 反社会的勢力を名乗る等して当社の名誉等の毀損、業務妨害、不当要求行為又はこれに準ずる行為をしないこと

第11条

1. 当社は、次に掲げる場合において、催告することなく、本契約を解除します。

- (1) 申込者が、所定の期日までに代行業務に必要な書類等を提出しないとき
 - (2) 当社が、申込者から提出された留学手続書類等に虚偽、遗漏等があると認めたとき
 - (3) 申込者が、第6条ないし第8条に定める費用を支払わないとき
 - (4) 申込者と1ヵ月以上連絡が取れないとき
 - (5) 申込者が、本規約に違反したとき
 - (6) その他、当社が代行業務を継続しがたい事由があると判断したとき
2. 前項の場合、当社は、申込者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求できるものとします。

第12条

1. 当社は、当社の責によらない事由により、留学計画の実現が不可能、変更された場合、何ら責任を負わないものとします。
2. 当社は、本契約終了後における留学先での事故等について、一切責任を負いません。

第13条

本規約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

上記を全て読み、内容に同意します。

日付：_____年_____月_____日

署名（留学者本人）：_____印

保護者署名（未成年・学生の場合）：_____印